

生徒への校務上の連絡について

沖縄県立本部高等学校

本校において、教職員が生徒へスマートフォンその他情報通信機器を用いて、学級運営や部活動指導等に係る連絡を行う場合の取扱いは、下記のとおりとします。

記

1 教職員が校務上行う生徒への連絡について

- (1) 学校の電話を使用するか、OPENアカウント^{※1}で利用できるチャット等のコミュニケーションツール^{※2}を使用します。
- (2) 授業を担当しないため、OPENアカウントで利用できるチャット等のコミュニケーションツールを使用することができない部活動指導員等の者は、原則として学校の電話を使用し、当該電話を使用することができない場合には、学校長が認めるコミュニケーションツールで連絡します。

※1 沖縄県教育委員会が県内公立学校教職員と県立学校の児童生徒に配布している Microsoft 社 及び Google 社の Web サービスを利用できる電子メールアドレス。

※2 県立学校内での意思伝達、情報共有を目的に使用される電子メール、チャット、通話、オンライン会議、ファイル共有機能、Microsoft Teams、Google Workspace 等。

2 教職員が生徒へ連絡を行う場合の遵守事項

- (1) 教職員は、生徒と校務上必要な連絡を行い、私的なやりとりは行いません。
- (2) 教職員から生徒への連絡は、複数の教職員がその連絡内容を共有できる環境で行うものとし、教職員が生徒から相談を受けた場合も、個々の事案の内容等に応じ、適切に対応します。
- (3) 生徒及び教職員の健康及び福祉の確保を図るため、生徒に対する校務上の連絡は、緊急時を除き、原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分の間で行い、そのやりとりは必要最小限とします。また、公務外として扱われる各種教育活動におかれましても、私的なやり取りに関しては2を踏襲します。連絡が行われる時間に関しては弾力的に、上記の時間外も起こりうることをお知らせいたします。
例) 試合時間や活動場所の変更
例) 午後4時30分以降に活動している部活動への顧問からの練習案内 など

3 その他

本校は、教職員、生徒及び保護者に対し、この取扱いについて、周知するとともに、教職員に対し、適切な時期に研修を行う等、校内の服務指導を徹底します。



子供こどものSOSの相談窓口